

平成30年度の保険料の均等割額の軽減措置が変わります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の均等割額の軽減措置があります。

平成30年度から、所得の低いかたに対する均等割額の2割または5割軽減措置の対象となる軽減判定所得基準額を拡大します。

被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減措置を適用しますので、申請の必要はありません。

しかし、軽減判定の対象となるかたの所得申告が無い場合には、所得申告の必要があります。

また、会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小となります。

所得の低いかたの均等割額の軽減

◎軽減判定所得基準額

平成29年度

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (27万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (49万円 × 被保険者の数)



平成30年度

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (27.5万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (50万円 × 被保険者の数)

◎軽減の基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	4,100円
	上記以外の場合	8.5割	6,150円
33万円 + (27.5万円 × 被保険者の数) 以下の場合		5割	20,500円
33万円 + (50万円 × 被保険者の数) 以下の場合		2割	32,800円

※軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

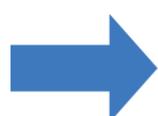
※65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

会社の健康保険などの被扶養者であったかたの均等割額の軽減

◎軽減内容

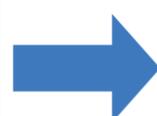
平成29年度

7割軽減



平成30年度

5割軽減



平成31年度以降

加入後、2年を経過する月までは5割軽減